

仕 様 書

1. 業務名

「Be. Okinawa 琉球列島周遊ルート形成計画」情報発信事業

2. 業務期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 15 日まで

3. 業務目的

沖縄県では、『第 5 次沖縄県観光振興基本計画』における観光収入 1.1 兆円、入域観光客数 1,200 万人の目標を着実に達成するため、滞在日数の延伸を促進し、一人あたりの観光消費額を増加させる必要があることから、観光客を本島だけではなく、離島への周遊を促すこととしている。

本事業は、平成 28 年度に策定したモデルコース「Be. Okinawa 琉球列島周遊ルート」のウェブサイト『OKINAWA ISLAND LINK』を利活用し、対象市場の旅行者視点で情報発信を実施するとともに、対象市場の旅行者のニーズに基づき、キーとなる観光資源をピックアップし、周遊計画を検討できるようなウェブサイトのコンテンツの充実を図るものである。

【モデルコース】

- I コース名 : Gateway to Okinawa Lifestyle&Culture(人々の暮らしと琉球文化)
対象市場 : アメリカ・フランス・ドイツ・台湾・香港
- II コース名 : Secrets of Okinawa History(沖縄の歴史と琉球王国の誕生秘話)
対象市場 : アメリカ・フランス・ドイツ・台湾・香港・韓国・中国
- III コース名 : Wild Adventure of Okinawa Archipelago(五感で感じる沖縄の自然)
対象市場 : アメリカ・フランス・ドイツ・台湾・香港・韓国・豪州

なお、モデルコースの概要については、以下の観光庁HPを参照すること
「広域観光周遊ルートについて」

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/kouikikankou.html>

【ウェブサイト】OKINAWA ISLAND LINK (<http://island-link.beokinawa.jp/>)

【対象者】プレミアムFIT層（個人旅行層）

プレミアムFIT層とは、年に1回以上海外旅行に出かけ、一定レベル以上のホテルに宿泊する者とする。

4. 予算額

10,000 千円以内（消費税込み）

5. 委託内容

（1）ウェブサイト認知度拡大のための情報発信

当ウェブサイトの認知度拡大を図り、琉球列島の魅力を対象市場に向けて情報訴求する。手法として、SEO 対策、DSP 広告（アドネットワーク）、外国人インフルエンサーによるアードメディア活用を実施する。

- ①サイト流出者の分析を行い、当ウェブサイト内の CMS を活用したキーワード設計、コンテンツの最適化を実施すること。
- ②訪日および訪沖見込みのあるユーザーにターゲティングした DSP 広告を実施し、サイトへの流入を図ること。
- ③外国人インフルエンサーによる情報発信を実施し、対象市場で利用されるアードメディアへの露出を図ること。
- ④当該ウェブサイト内に、県が別途実施する「Be. Okinawa 琉球列島周遊ルート形成計画」ルート魅力創造事業で策定したストーリーを掲載するための特集ページを作成し、対象市場へ向けて強力に発信すること。

（2）ルート PR 動画の作成

県が別途実施する「Be. Okinawa 琉球列島周遊ルート形成計画」ルート魅力創造事業で策定したストーリーを基に、対象市場の外国人旅行者に対し、各ルートへの関心を高め、来訪を強く動機づけるインパクトのある PR 動画を作成する。

また、動画作成においては、沖縄観光ブランド『Be. Okinawa』のコンセプトを意識し、単なる観光地域の紹介にとどまることのないようにすること。

（沖縄観光ブランド『Be. Okinawa』コンセプト＝美しい自然とあたたかい人たちに囲まれて、本来の自分を取り戻せる島）

- ①PR 動画は各ルートごとの計 3 種類を作成すること。
- ②対象市場の言語が多いことを考慮し、なるべくタイトルやテロップを入れずにビジュアル面や音楽を意識した内容とすること。（ドローン撮影等）
- ③これまでの撮影実績も含めたカメラマンの提案を行うこと。
- ④スマートフォンでの閲覧を想定すること。
- ⑤作成した動画を、上記（1）④で作成した特集ページに掲載のうえ、ストーリーと合わせて一体的に情報発信すること。
- ⑥その他、対象市場に向けたルートの認知度向上および誘客につながると考えられる内容があれば別途提案すること。

（3）昨年度データの整理

ウェブサイト『OKINAWA ISLAND LINK』において掲載している情報（写真・名称・説明文・アクセスマップ等）を見直し、必要に応じて適宜修正を行う。

6. 成果品

- ① 本業務で撮影、また使用した映像のデータ 5部
- ② 報告書（A4・カラー）全体版・概要版各10部
- ③ ②の電子データ一式（CD-R等） 全体版・概要版各2部
- ④ その他県が必要と認める書類等

7. 業務の再委託について

（1）一括再委託の禁止等について

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委託し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

（2）再委託の相手方の制限について

上記、（1）で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

- ① 契約金額の50%を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ③ 指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委託し、又は請負わせることはできない。

（3）再委託の承認について

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせることはこの限りでない。

- ① 資料の収集・整理
- ② 複写・印刷・製本
- ③ 原稿・データの入力および集計
- ④ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

9. 著作権

成果物の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託調査にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

10 協議

本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施に当たり必要となる事項については、県及び受託者で協議の上、決定する。

11 留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容を全て実施することを保証する者ではない。
- (3) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (4) 本事業は国庫補助金を財源として実施するものであり、受託者は経理管理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、適正に執行する必要がある。
- (5) 県が別途実施する「Be. Okinawa 琉球列島周遊ルート形成計画」ルート魅力創造事業の受託者と連携を図り、効率的な事業の遂行に努めること。

(以上)